

「図書館サービスと著作権」 小池講師への事前質問

・申込時にいただいた質問は以下のとおりです。

1 著作権法改正関係（図書館関係の権利制限規定の見直し）

	質問
1	著作権法改正予定について（図書館蔵書のネット送信について）
2	現在、法改正の検討が進んでいる、メールによる複写物の送信サービスを行う場合の負担金は、どの程度を見越しておくといよいでしょうか。 一般の図書館が導入するのは、（金額的に）難しくなる可能性もありますか？
3	2021年の通常国会への改正案提出が予定されている著作権法の改正により、図書館での複写サービスがどのように変化すると予想されるか、講師の方のお話を聞いてみたい。
4	文化庁文化審議会の「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」が策定した「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタルネットワーク対応）に関する報告書」について、現在の動向を教えてください。
5	公衆送信関連の動向について教えてください。
6	この度公開された「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」に基づき質問します。 ・補償金の予算見積方法について、どのように目途を立てていったらよいか、例で構いませんのでご教示ください。 ・方針や時期など、市町村立図書館で統一させた方が良いとお考えの事項はありますか。 ・今後、相互貸借制度への影響は何かありますか（相互貸借本を複写して送ってもらいたい、という要望があった場合など） ・法改正決定後、補償金や利用者への対応などについて、県で説明会もしくは研修会、意見交換会等を開催していただく予定はありますか。 特に、補償金についてはどのように必要経費を見積予算確保するのか、複写に関わる人的負担についてどのように対処するかなど、他の市町村図書館等のご意見などもお伺いできる情報交換の機会は今後ありますか。 ・補償金の徴収・分配を指定管理団体が行う仕組みについて具体的な方策は決定しているのでしょうか。 ・「サービス利用者の登録」について、具体的にどのように運用していくのでしょうか。
7	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス問題について

2 その他の質問

	質問
8	俳句や短歌の複写について（著作権法の解釈と実際の運用について）
9	最新の新聞記事や雑誌記事などの場合、「1記事の半分まで」という要件があるが、物理的に隠さない限り、コピーした紙に記事全体が写りこんでしまうことが多々ある。このような状態は、著作権上はどのような扱いになるのか知りたい。
10	絶版となり、図書館でしか提供できない楽譜の著作権について詳しく教えてほしい。
11	図書館で購入した新聞をコピーして作成したスクラップ帳は、利用者の閲覧に供することができ、複写サービスには利用できないが、市の広報課が新聞の原本を切り抜いた作成したスクラップ帳の移管を受けた場合は、閲覧及び複写サービスに利用できると解してよいかご教示ください。
12	図書館は著作権を守りつつ、複写サービスを行っていることを全く知らない方には理解してもらい辛いことがあります。例えば、楽譜を半分までしか複写出来ないことなどで納得して頂けない事があり、理解して頂きやすい説明の仕方等あったらご教示頂きたいです。
13	表紙が見える状態で本が置かれた書架の写真をHPやSNSに掲載する際、出版社への許諾は必要か。
14	本の中の一文を引用して紹介する場合、どのような点に注意しなければならないか。
15	手芸の本で作り方のイラストや写真が出ている場合、図書館での複写はどのように行えばよいのでしょうか？イラストや写真を全部コピーしてよいのでしょうか？
16	辞書等のある項目について複写する場合、マスキングの範囲はどのようになるのでしょうか？
17	絵本の読み聞かせを動画配信する際の注意点
18	住宅地図は著作物に該当するのか？
19	CD、DVD、動画配信が観られるQRコード等の購入者特典がついてる資料を図書館資料として購入した場合、それらの付録物については、貸し出しの可否を1件ずつ版元に確認するべきなのか、あくまで図書館資料として一体のものと考え、付属させたまま貸出することに問題がないのか？